

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◇告示

積雪寒冷単作地区指定の一部改正

急傾斜地帯指定の一部改正

畑地地区指定の一部改正

各種学校の設立認可

公有水面埋立の免許

◇教委告示

臨時教育委員の募集

◇公安告示

聴聞会の開催

告

示

鳥取県告示第二百八十九号

昭和二十六年七月鳥取県告示第三百五十一号、同年十二

月鳥取県告示第五百七十三号及び昭和二十八年七月鳥取

県告示第三百一号で公示した積雪寒冷単作地帯振興臨時

措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第三項の規定に基く、積雪寒冷単作地区として市町村の区域の指定の一部を次のよう改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

積雪寒冷単作地区としての指定 改めた年月日  
市町村の区域 昭和二十八年

倉吉市のうち 「高城村」を「高城村、北谷村」に 昭和二十八年

「灘手村の一部」を「灘手村」に 昭和三十年

東伯郡のうち 「関町」（旧南谷村、矢送村及び山守村の区域）「北谷村」を「関町」（旧南谷村、矢送村及び山守村の区域）に 昭和二十八年

下北条村、北条町（旧中北条村及び中北条村及び下北条村の区域）「北条町」（旧大誠村、榮村）を「大榮町」（旧大誠村及び榮村の区域）に 昭和三十年

西伯郡のうち 「賀野村」「並びに手間村（旧手間村及び幡郷村の一部の区域）」を「昭和三十年

村及び幡郷村の区域）」を「昭和三十年

昭和三十年四月一日

昭和三十年四月二十五日

昭和30年6月14日 火曜日 島 取 県 公 報 第2624号

会見町（旧賀野村、手闇村及び幡郷村）の一部の区域に

日野郡のうち「日野上村、山上村」を「伯南町（昭和三十年五月二十日）

旧日野上村及び山上村の区域」に

五月二十日

西伯郡のうち「日野上村、山上村」を「旧南町（昭和三十年四月二十五日）

木部落（旧幡郷村諸木部落の区域）」に

四月二十五日

「会見町（旧賀野村及び幡郷村諸木部落）」に

四月二十五日

### 鳥取県告示第二百九十九号

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第一百三十五号）第三条第三項の規定に基く、急傾斜地帯としての市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

急傾斜地帯としての指定市町村の区域

昭和三十年五月一日 改めた年月日

鳥取県知事 遠 藤 茂

改めた年月日

東伯郡のうち「灘手村（旧下北条村の区域）」を「北条町（昭和三十年五月一日）」に、「大誠村、栄村」を「大榮町（昭和三十年五月一日）」に

昭和三十年五月一日 改めた年月日

鳥取県知事 遠 藤 茂

改めた年月日

### 鳥取県告示第二百九十一号

昭和二十八年十二月鳥取県告示第五百七十五号で公示した畠地農業改良促進法（昭和二十八年法律第二百五号）第四条の規定に基く、畠地地区として市町村の区域の指定の一部を次のように改めた。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

畠地地区としての指定市町村の区域

「倉吉市」を「倉吉市（昭和三十年五月一日合併以前の区域）並びに「手地区（旧東伯郡灘手村の区域）」に

昭和三十年五月一日 改めた年月日

鳥取県知事 遠 藤 茂

改めた年月日

昭和30年6月14日 火曜日 島 取 県 公 報 第2624号

東伯郡の「関金町、灘手村」を「関金町（昭和三十年五月一日）」に、「大誠村、栄村」を「大榮町（昭和三十年五月一日）」に

西伯郡の「賀野村」「並びに手間村（旧手間村及び幡郷村の一部の区域）」を「会見町（旧賀野村、手間村の区域）」に

日野郡の「日野上村」を「伯南町（昭和三十年五月二十日）」に

日野郡の「日野上村（区域）」に

設置することを認可した私立幼稚園及び各種学校

名 称 所 在 地 設 置 者 認 可 年 月 日

鳥取幼稚園 鳥取市吉方町一区八〇八番地ノ一 矢谷允之 昭和三十年六月七日

米子高等経理学校 米子市蚊屋字四反通二二八番地 学校法人 永島経理学園 永島運一 六月七日

### 鳥取県告示第二百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 埋立の場所 烏取市服部字爾石田六十八番五地先

二 埋立の面積 旧大井手土地改良区水路敷九十四坪

三 埋立工事着手の期限

昭和三十年六月二十三日

四 埋立工事のしゆんこう期限

工事に着手の日から一箇年  
五 埋立の目的 耕地造成  
六 埋立の免許を受けた者

鳥取市古海字東開発七四八の六番地

大井手土地改良区 理事長 三田吉之

鳥取県告示第二百九十四号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十年六月十四日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取市服部字高畠九十三番地先から

一 理立の場所 鳥取市服部字高畠九十三番地先から

二 埋立の面積 旧河川敷六百九十坪

三 埋立工事着手の期限 昭和三十年六月二十三日

四 埋立工事のしゆんどう期限 昭和三十年六月二十四日

工事に着手の日から五箇年

五 埋立の目的 耕地造成  
六 埋立の免許を受けた者

鳥取市服部二九七番地 西山勇

二三五番地 西垣正明

二六一福政莊平

二四六番地 片山義彦

二九九番地 田中正一

三〇三番地 西山隆子

二二二番地 篠原たみ

二四六番地 中山藤一

二二二番地 西垣正明

二三五番地 片山義彦

二六一福政莊平

二四六番地 片山義彦

二二二番地 西垣正明

二三五番地 片山義彦

二六一福政莊平

### 鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年六月十四日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

### 教育委員会告示

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年六月十四日

鳥取県教育委員会委員長 河合弘道

### 公安委員会告示

一日 時 昭和三十年六月二十一日午前十一時

一 場 所 鳥取県教育委員会会議室

一 議 題 地教委県協議会の対策について

鳥取市西町 合同庁舎会議室

### 第二

#### 鳥取県公安委員会告示第五号

道路交通取締法（昭和二十一年法律第百三十号）第九条

第六項同法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）

第五十九条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十年六月十四日

鳥取県公安委員会委員長 寺谷英太郎

### 第一

関係者住所氏名

1 鳥取市白兎七六

昭和七年五月三日生 橋善毅

2 岩美郡宇倍野村大字上麻生山本善市昭和四年一月十六日生

聴聞の日時

昭和三十年六月二十七日午後一時から

聴聞の場所

倉吉市明治町 倉吉警察署会議室

聴聞の日時

昭和三十年六月二十七日午後一時から

聴聞の場所

寺本岩栄 明治三十七年十月七日生

一日 時 昭和三十年六月二十一日午前十一時

一 場 所 鳥取県教育委員会会議室

一 議 題 地教委県協議会の対策について

鳥取市西町 合同庁舎会議室

### 第二

#### 鳥取県公安委員会告示第五号

1 倉吉市堺町二ノ二五三 林満造 昭和五年三月二十五日生

2 西伯郡境港町上道町二〇一ノ一 寺本岩栄 明治三十七年十月七日生